

原子力事業者防災業務計画の修正案について

原子力災害対策特別措置法第7条に基づき毎年実施する原子力事業者防災業務計画の検討の結果、以下の項目について修正を実施します。

修正項目概要

項目	修正内容
自主配備資機材の見直し	<ul style="list-style-type: none">● 現在従業員は通常業務に使用するパソコンがラップトップパソコンとなっているため、防災用として特別にラップトップパソコンを用意する必要はなくなっている。そのため、ラップトップパソコンを別表第5 原子力防災資機材以外の資機材から削除する。
EAL 事業者判断の記載の見直し	<ul style="list-style-type: none">● 蓋然性の判断を行うEALは事業者判断の部分に蓋然性で判断することを記載する。
派遣要員の見直し	<ul style="list-style-type: none">● 神奈川県緊急時モニタリング計画を考慮した派遣要員体制に見直す。相互協力班から緊急時モニタリングに係る要員を削除し、別途放射線管理班等から緊急時モニタリングに係る要員を派遣する。
訓練課題に関する改善	<ul style="list-style-type: none">● R3 年度事業者防災訓練の課題対応として様式の記載(排気筒モニタ、モニタリングポストの記載欄等)を見直す。
記載の適正化	<ul style="list-style-type: none">● 関係機関の組織名称変更を反映する。
	<ul style="list-style-type: none">● その他記載を適正化(誤記訂正等)する。